

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇規則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 字の区域の変更
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による診療所の廃止
保険薬剤師の登録
地域森林計画の策定
土地改良事業の認可 (二件)
土地改良事業の工事の完了 (七件)
国有財産の用途廃止 (六件)
土地区画整理法による換地処分
公有水面の埋立ての免許 (二件)
宅地建物取引業法による処分
風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公安告示

規則

- ◇雑報 地方職員共済組合の役員 の就任
- ◇正誤 昭和四十九年十月鳥取県告示第八百八十七号中訂正

職員 の職 の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八十二号

職員 の職 の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員 の職 の設置等に関する規則 (昭和三十九年二月鳥取県規則第六号) の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表 (第三条関係)」に改め、同表第一号中「主任」の下に「土地調査員」を加え、同表第三号中「食品衛生監視員」の下に「家庭用品衛生監視員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八十三号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」を「年二・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」に、「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」を「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」に改める。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の利子補給率の欄中「二パーセント」を「二・五パーセント」に、「一パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。

2 昭和四十九年十二月一日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八十四号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の利率の欄中「年六パーセント以内」を「年六・五パーセント以内」に、「年五・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に、「年五パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に、「年六・五パーセント以内」を「年七パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。

2 昭和四十九年十二月一日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第千六百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第四項後段の規定による智頭町地区区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十八年六月九日現在の地番による。）

大字智頭字段

大字智頭字段ハナ一九三八、一九四〇及び一九四五と一体をなす国有地の一部、大字智頭字中段二〇〇五の二、大字智頭字下モ段二〇一六から二〇四七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字智頭字ダン山二五九八の二、大字智頭字下ダン山二六〇〇の一及び二六〇〇の二並びに大字智頭字段の全域

大字智頭字段ハナ

大字智頭字段ハナののうち一九三八、一九四〇及び一九四五と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字智頭字中段

大字智頭字中段のうち二〇〇五の二以外の区域

大字智頭字下モ段

大字智頭字下モ段のうち二〇一六から二〇四七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字智頭字ダン山

大字智頭字ダン山ののうち二五九八の二以外の区域

大字智頭字下ダン山

大字智頭字下ダン山ののうち二六〇〇の一及び二六〇〇の二以外の区域

鳥取県告示第千六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年十二月一日	こやま薬局	鳥取市湖山町一七四五の一

鳥取県告示第千六百六十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	稲賀外科医院	所 在 地	境港市上道町九二六	廢 止 年 月 日	昭和四十九年十月十四日
-----	--------	-------	-----------	-----------	-------------

鳥取県告示第千六百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	毛 利 薫	登録の記号及び番号	鳥薬第三〇〇号	登 録 の 年 月 日	昭和四十九年十二月十三日
-----	-------	-----------	---------	-------------	--------------

鳥取県告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野地域森林計画をたてたので、同法同条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

- (一) 日野地域森林計画書
- (二) 日野地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野地方農林振興局

鳥取県告示第千六百六十九号

北条町土地改良区から申請のあつた土地改良（江北地区維持管理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月二十四日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六百七十号

東伯郡東伯町大字山田三一六番地平野武雄ほか四十九人の者から申請のあつた土地改良（上郷地区は場整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第九十五条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月二十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、米子市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
吉谷地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日
富益地区農道舗装事業	昭和四十九年三月十日
青木地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十二日

鳥取県告示第千七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、名和町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
木原地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
小竹地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
西坪地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第千七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、西伯町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
鴨部地区農業用排水事業	昭和四十八年十二月二十日
早田地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日
金山地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十五日
北方地区農道舗装事業	昭和四十八年十二月十日
落合地区農道舗装事業	昭和四十八年十二月十日
赤谷地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十五日
小原地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日

鳥取県告示第千七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 赤松地区農道整備事業 長田地区農道舗装事業	工事完了年月日 昭和四十九年三月二十三日 昭和四十八年十二月二十日
---------------------------------------	-----------------------------------------

鳥取県告示第千七百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、会見町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 浅井地区農業用排水事業	工事完了年月日 昭和四十九年二月二十八日
--------------------------	-------------------------

鳥取県告示第千七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、江府町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 俣野地区農道整備事業	工事完了年月日 昭和四十九年三月二十日
-------------------------	------------------------

鳥取県告示第千七百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、日南町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 神福地区農道整備事業 萩原地区農道整備事業 笠木地区農道整備事業 豊栄地区農道整備事業 福万来地区農道整備事業 上萩山地区農道整備事業	工事完了年月日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日 昭和四十九年三月二十五日
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県告示第千七百七十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 平方メートル)	用途
鳥取市西今在家字寺谷口一四七番内第一地先から 同市西今在家字寺谷口一四七番二地先まで		四六四・〇七	堤とう敷
鳥取市西今在家字寺谷口一四八番二地先から同市 西今在家字寺谷口一四九番二地先まで		一一四・九〇	道路敷
鳥取市西今在家字寺谷口一四九番二地先		一一・一七	道路敷

鳥取県告示第百七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 平方メートル)	用途
西伯郡日吉津村大字日吉津一一八一番一地先		六五・九六	道路敷

鳥取県告示第百八十号

建設省管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 平方メートル)	用途
西伯郡西伯町大字倭字足シロ二二七番二地先		九二・四〇	道路敷
西伯郡西伯町大字倭字伝内下三〇二番地先から同 町大字倭字伝内下二九四番一地先まで		三六・一六	道路敷
西伯郡西伯町大字倭字伝内下三〇三番一地先から 同町大字倭字伝内下三〇四番一地先まで		五一・九四	道路敷
西伯郡西伯町大字倭字伝内下三〇二番地先から同 町大字倭字伝内脇三一〇番地先まで		九二・三四	水路敷
西伯郡西伯町大字倭字神田西二五八番一地先から 同町大字倭字神田西二五六番地先まで		三三八・五三	堤とう敷
西伯郡西伯町大字倭字伝内下三〇二番地先から同 町大字倭字伝内下三〇一番地先まで		三五〇・三九	堤とう敷

鳥取県告示第百八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 平方メートル)	用途
八頭郡若桜町大字浅井字湯ノ口二七一一番四地先		二五・四六	道路敷
八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番六地先		二・八五	道路敷
八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番三地先		四〇・三〇	道路敷
八頭郡若桜町大字浅井字本森二三八番二地先		二・八三	道路敷
八頭郡若桜町大字浅井字三石ナシ二七五番四地先 から同町大字浅井字三石ナシ二七五番三地先まで		三一・七五	水路敷

八頭郡若桜町大字浅井字湯ノ口二七一番三地先から同町大字浅井字湯ノ口二七一番四地先まで
 八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番六地先
 八頭郡若桜町大字浅井字湯ノ口二七一番三地先
 八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番三地先
 八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番三地先
 八頭郡若桜町大字浅井字隅田二四〇番一地先
 八頭郡若桜町大字浅井字六斗代二三七番二地先

二〇・七二	水路敷
八・五〇	水路敷
八・六九	水路敷
二四・六八	水路敷
一〇・五三	水路敷
六〇・〇七	水路敷

鳥取県告示第千八百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
東伯郡大栄町大字西園字北浜一六五五番三		九五・〇〇	道路敷
東伯郡大栄町大字西園字北浜一六五六番三		一二二・〇〇	道路敷

鳥取県告示第千八百八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字内新田二四一番一八地先		一一三・八二	水路敷
鳥取市湖山町字内新田二四一番一八地先		二九・九〇	水路敷
鳥取市湖山町字内新田二四一番一八地先から同市湖山町字内新田二四一番四五地先まで		五四・七九	道路敷

鳥取県告示第千八百八十四号

智頭団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年十二月九日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八百八十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 免許の日
昭和四十九年十二月十九日
- 二 免許を受けた者の名称及び住所
淀江漁港管理者 鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇番地
三 埋立区域

西物揚場東端と標柱とを結んだ線並びに中央物揚場及び臨港道路によつて囲まれた区域

四 埋立地の用途

物揚場等の造成のため

鳥取県告示第千八百八十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同条の規定第十一法により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和四十九年十二月十九日

二 免許を受けた者の名称及び住所

御来屋漁港管理者 鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

次の基点を順次結んだ線並びに東防波堤及び陸地によつて囲まれた区域

域

基点 一 西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九番地先の東物揚場東

端

二 基点一から八〇度一五・四メートルの点
三 西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷二一〇一番地先の標柱から三一四度三〇分二九・五メートルの点

四 西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷二一〇一番地先の標柱

四 埋立地の用途

物揚場等の造成のため

鳥取県告示第千八百八十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定に基づき、次のとおり処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 被処分者

1 商号又は名称 有本商事

2 代表者氏名 有本貞雄

3 事務所の所在地 鳥取市永楽温泉町五十六番地

4 免許番号 鳥取県知事第二十五号

(二) 処分の年月日 昭和四十九年十二月二十四日

(三) 処分の内容

昭和四十九年十二月二十四日から昭和四十九年十二月二十六日まで
の三日間の業務の停止

二(一) 被処分者

- 1 商号又は名称 富士開発
 - 2 代表者氏名 竹内照佐男
 - 3 事務所の所在地 鳥取市今町一丁目百五十二番地
 - 4 免許番号 鳥取県知事第四十八号
- (二) 処分の年月日 昭和四十九年十二月二十四日
- (三) 処分の内容

昭和四十九年十二月二十四日から昭和五十年三月二十三日までの三箇月間の業務の停止

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年一月九日 午後一時から

米子市桃町一丁目一五一番地 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市尾高町四七番地

川西 庸市

米子市西福原一五九二番地の二 津田 富枝
米子市東福原一〇六番地 大塚千恵子

雑 報

地方職員共済組合役員の新任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の新任について、次のとおり公告する。

昭和49年12月27日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

理事長 松 島 五 郎

理事（非常勤）遠 藤 保 成（神奈川県総務部長）

“ 土 田 栄 作（山梨県総務部長）

“ 丸 山 康 雄（全日本自治団体労働組合書記長）

監事（常勤）及 川 謙 三

監事（非常勤）山 中 庄太郎（群馬県出納長）

“ 真 柄 栄 吉（日本自治団体労働組合財政局長）

（以上昭和49年12月1日付）

正

誤

昭和四十九年十月鳥取県告示第八百八十七号(公有水面の埋立ての免許の出願について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

五 下 終わりから二 標柱から二〇五度三 西伯郡名和町大字御来屋字

〇分二九・五メートル 東屋敷一〇一番地先の標
柱から三一四度三〇分二九
ルの点

・五メートルの点